

報道関係者 各位



長野労働局発表(05-08) 令和5年5月30日 【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室 賃金室長 古畑善美 賃金指導官 荒河美穂 (代表電話) 026(223)0555

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します 〜最低賃金違反率は18.2%、

違反対象労働者の8割弱は女性労働者 ~

長野労働局(局長: 久富 康生)では、最低賃金の履行確保を図るため、毎年1月から4月に県内の9労働基準監督署において、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対し集中的な監督指導を実施しています。今回、その結果を取りまとめましたので、公表します。

長野労働局では、今回の監督結果等を踏まえ、引き続き、集中的な監督指導の実施や改定された最低賃金額の周知を図ってまいります。

また、賃金の引上げに向け、各種賃金引上げに関する情報の提供のほか、業務改善助成金善助成金」をはじめとする各種支援制度の活用勧奨を行ってまいります。

【ポイント】

- 1 監督指導の実施事業場数
 - ① 324事業場 うち、最低賃金法違反のあったもの 59事業場(全体の18.2%) (令和4年は、13.6%。 4.6ポイント増加)(別紙 図表1、2)
 - ② 違反率が高い業種(別紙 図表6、6-2)
 宿泊業、飲食サービス業(19.4%)
 製造業(17.1%)
 卸・小売業(15.0%)
 生活関連サービス業、娯楽業(11.5%)
 - ③ 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由(別紙 図表8) 「適用される最賃額を知らなかった」(19事業場、32.2%) 「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」 (11事業場、18.6%)

「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(7事業場、11.9%)



- 2 監督実施事業場の最低賃金未満の労働者の状況 長野県最低賃金未満者106人のうち
 - ① 女性が84人(79.2%)(別紙 図表3、3-2)
 - ② 65歳以上が34人(32.1%) (別紙、図表4)
 - ③ 労働者の特性をみると、いわゆる 非正規労働者(パート、アルバイト、契約社員、嘱託) が87名(82.1%)(別紙 図表5)
- 3 監督実施事業場の最低賃金の周知効果 (別紙 図表7) 監督を実施した324事業場のうち、

「改訂後の最低賃金額を知っている」

236事業場(72.8%)

「改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」 82事業場(25,3%)

「最低賃金が適用されることを知らなかった」 6事業場(1.9%)

【 今後の取り組み 】

- 1 改定後の最低賃金についての幅広い周知 (別添 資料1)
 - ① 地方自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請
 - ② 経営者団体、業種別事業者組合等への傘下事業主への周知要請
 - ③ アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請
 - ④ 周知用ポスターデザインコンテストの開催
 - ⑤ 金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼
 - ⑥ 法令違反事業場に対し次回改訂後の最低賃金額のポスター、リーフレット 等の送付
- 2 最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対する監督指導の実施
- 3 賃上げに関する各種情報提供及び「業務改善助成金」その他各種支援措置の 周知(別添 資料2)

【 資料 】1 長野県の最低賃金 リーフレット

労働条件の明示・確認の実施促進のための 広報キャラクター「たしかめたん」

2 業務改善助成金(通常コース) リーフレット

3 最低賃金に係る関係法条文



	令和元年	令和 2 年	令和3年	令和4年	令和5年
監督実施事業場数	280	270	277	280	324
最賃支払義務違反 圏 業場数	45	39	28	38	59
違反率	16.1%	14.4%	10.1%	13.6%	18.2%
監督実施事業場の労働者数	3,203	4,154	3,989	2,946	2,746
同上のうち最賃未満労働者数	128	132	83	115	106
長野県最低賃金額	821	848	849	877	908
引上額	26	27	1	28	31
改定日	H30.10.1	R元.10.4	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1

図表 2 長野県最低賃金の推移と違反率



図表3 男女別最低賃金未満の労働者数

	男女計	男性	女性
最低賃金未満の労働者	106	22	84
	3.9%	20.8%	79.2%

%1 **%**2 **%**2

※1:百分率は労働者全員(2,746人)に対する割合である(四捨五入)

図表3-2 (グラフ) ※2:百分率は男女計の人数に対する割合である



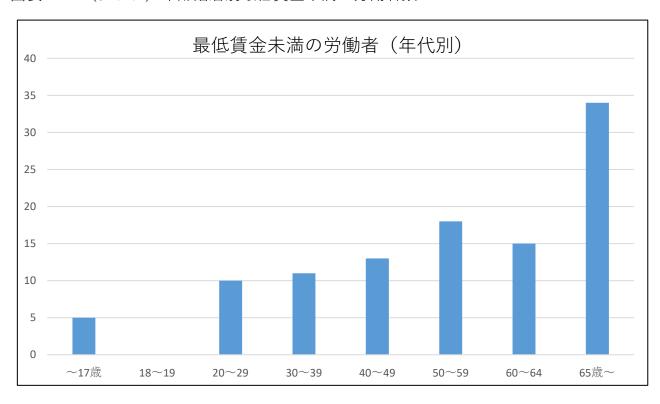
図表 4 年齢階層別最低賃金未満の労働者数

単位:歳

	計	~17歳	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65歳~
最低賃金未満	106	5	0	10	11	13	18	15	34
の労働者		4.7%	0.0%	9.4%	10.4%	12.3%	17.0%	14.2%	32.1%

[※]百分率は当該行ごとに、計の欄の人数に対する割合である。

図表4-2 (グラフ) 年齢階層別最低賃金未満の労働者数



図表 5 最低賃金未満者 勤務形態別 内訳

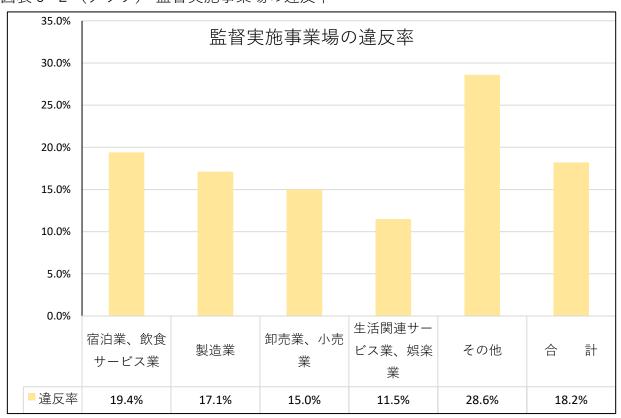
合計	非正規計	パート	アルバイト	契約社員	嘱託	派遣	その他
106	87	73	00	B	2	0	1
	82.1%	83.9%	9.2%	3.4%	2.3%	0.0%	1.1%
	% 2	% 1					

^{※1} は非正規雇用の人数(「非正規計」)での割合である。

図表6 監督実施事業場の違反率

	違反率	監督実施事業場数	違反事業場数
宿泊業、飲食サービス業	19.4%	72	14
製造業	17.1%	70	12
卸売業、小売業	15.0%	107	16
生活関連サービス業、娯楽業	11.5%	26	3
その他	28.6%	49	14
合 計	18.2%	324	59

図表 6-2 (グラフ) 監督実施事業場の違反率



^{※2} は正規雇用を含む合計人数に対する割合である。

図表7 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合
改訂後の最低賃金額を知っている	236	72.8%
適用される最低賃金額を知らない	88	27.2%
改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用さ れることは知っている	82	25.3%
最低賃金が適用されることを知らなかった(最低賃金 の存在を知らなかった)	6	1.9%

[※]注) 割合は、監督実施事業場数(324)に対する割合(%)である。

図表8 違反事業場の最低賃額金以上を支払っていなかった理由(複数回答)

理由	事業場数	割合
売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった	2	3.4%
適用される最賃額を知らなかった。	19	32.2%
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	11	18.6%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	7	11.9%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた。	1	1.7%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	2	3.4%
高齢者には適用されないと思っていた。	4	6.8%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	1	1.7%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意が あれば最賃額未満でもよいと思っていた。	6	10.2%
その他	15	25.4%

注1 割合は、違反事業数(59)に対する割合(%)である。

注2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数(59)を超え、割合も100%を超える。

や和4年度 長野県最低賃金ポスターデザインコンテスト 長野労働局長賞

長野県の最低賃金



令和4年10月1日から

必ずチェック 最低賃金!

計量器等製造業

最低賃金



945

令和4年12月14日 発効

はん用機械器具等



最低賃金



956

令和4年12月16日 発効

各種商品小売業

最低賃金



910

令和4年12月31日 発効

業務改善 助成金 中小企業事業者の皆さんへ

最大 600万円 を助成 賃金引上げたお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。 PRC (4:256) 無限改要助成金 (株本

()※±5₩8 長野労働局 お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)まで

詳しくはこちら 長野労働局 最低賞金 検索



長野県の最低賃

★ みんなチェック! 最低賃金 🗡

★「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改定されました。)

円

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

地域別最低賃金

時間額

効力発生日

令和4年 10月1日

改定前 877円



★長野県最低賃金は、 長野県内の事業場で 働く、全ての労働者 に適用されます。

★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの長低管金の効力発生口にご注音下さい)

			(てれてれの)放仏	賃金の効力発生日にご注意下さい。)
特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日)最低賃金から適用除外され、 :他の特定最低賃金が適用されるもの
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測験機、医機、医機・測験機械器具・関係機械器具・反びが入び、ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	945	令和4年 12月14日 916円	測量機械器具製造業、理化 学機械器具製造業及びこれ らの産業において管理。補助 的経済活動を行う事業所	もの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する者 イ清揚又は片付けの業務 ロ手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業, 舶用機関製造業	956 _{改定前}	令和4年 12月16日 927円	ボイラ・原動機製造業、建設機製造業、連業機械製造業を除り、計量器・測定器・分析機器・試験器・計量器・測定器・分析機器・計学機器・別等との変換。 上型機械器具・医療業、業、主動器・規模 と変換を開け、 は、対象を は、が、が、 は、対象を は、が、が、 は、が、 は、が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・ 電動工具を使用して行う熟練を要しない部品 の組立て又は加工の業務
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)	910	令和4年 1 2月31日 379円		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の もの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	850 円	I THE T		賃金額908円が適用されます。

- ※ 精皆動手当、通動手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
- ※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野労働) 局HPにて確認できます。)適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。
- ※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者で あって、技能習得中のもの」には該当しません。
- ※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意

しております。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

最低賃金とは・・・

長野労働局



業務改善助成金





業務改善助成金とは?

※申請期限:令和6年1月31日 (事業完了期限:令和6年2月28日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の 引き上げ



設備投資等 機械設備導入、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など

業務改善助成金 を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと





以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、 (工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例(「生産性向上のヒント集」)について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と 助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- ○事業場内最低賃金が863円
 - →助成率9/10
- ○8人の労働者を953円まで引上げ(90円コース)→助成上限額450万円
- ○設備投資などの額は600万円

540万円 (=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円 (=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は 裏面をチェック! 助成上限額や助成率などの 詳細は中面をチェック!

助成上限額

			助成」	上限額
コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
		1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
30円 コース	30円以上	4~6人	70万円	100万円
- ^		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
		1人	45万円	80万円
4		2~3人	70万円	110万円
45円 コース	45円以上	4~6人	100万円	140万円
- ^		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
		1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
60円 コース	60円以上	4~6人	150万円	190万円
- ^		7人以上	230万円	230万円
	10人以上*	300万円	300万円	
		1人	90万円	170万円
000		2~3人	150万円	240万円
90円 コース	90円以上	4~6人	270万円	290万円
- ^	607	7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる 場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者 が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

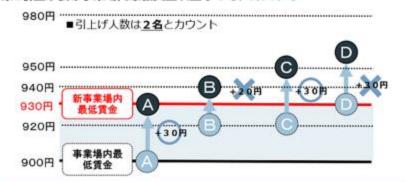
<例:事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

A:事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B:申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上 げているので、算入可

D: 既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、算入不可



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者と なります。なお、②・③に該当する場合は、 助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920 円未満である事業者
② 生産量 要件	売上高や生産量などの事業活動を示す 指標の直近3か月間の月平均値が前年、 前々年または3年前の同じ月に比べて、 15%以上減少している事業者
物価 ③ 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環 境の変化等の外的要因により、申請前 3か月間のうち任意の1か月の利益率 が3%ポイント*以上低下している事 業者

※「%ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセン トで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。 (ただし、業務改善助成金では、雇入 れ後3か月を経過した労働者の事業場 内最低賃金を引き上げていただく必要 があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域 別最低賃金(国が例年10月頃に改定す る都道府県単位の最低賃金額) と同様、 最低賃金法第4条及び最低賃金法施行 規則第1条又は第2条の規定に基づい て算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用 環境・均等部室または賃金課室までお 尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上 に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります)。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」**も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般 事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	0	0	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、	×	0	
生産性向上に資する設備投資等に 「関連する経費」=	×	0	広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、 汎用事務機器や什器備品(机・椅子等)の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に 配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ~最低賃金の引上げに向けて~

この復、業権所中小企業団体助収金や業務改善助収金を活用し、業務の効率化や概念方の発査しなどを実施して主産

第84 業務負担を経済

課金と対応:

性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を創



● 生産性向上のヒント集(会和4年 3月停息) [FDF 形式:7.31288]







【業務改善助成金に関する事例】

[企業模聚] [所在地]山形原 [促業蒸散]16人 [事業內容]介護事業

巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により

生産性向上のヒント集

検索



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。 労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。 事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審 査を経て、助成金が支給されます。

交付申請

交付申請書・事業実施 計画書等を 都道府県労働局に提出

交付決定

交付申請書等を審査の上、通知

事業の実施

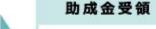
申請内容に沿って 事業を実施 (賃金の引き上げ、設備の 導入、代金の支払)

事業実績報告

労働局に事業実績報告 書等と助成金支給申請 書を提出



事業実績報告書等を審査し、 適正と認められれば交付額の確定 と助成金の支払いを実施



ここで助成金が 振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日 本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ ください。

> 日本政策金融公庫 店舗検索

昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024(令和6)年2月28日*になりました。
 ※やむを得ない事由がある場合は2024(令和6)年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、 申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、 サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取 組事例などを紹介しています。 業務改善助成金

10.49



最低賃金特設サイト

検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です



最低賃金に係る関係法条文

○ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。)は、時間によって 定めるものとする。

(最低賃金の効力)

- 第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払 わなければならない。
 - 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない 賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった 部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。
- 3・4項(略)

(最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額の うち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項(略)

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 • 3項(略)

(地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は 地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見 を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項(略)

(地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 • 3 • 4 • 5項(略)

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低 賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について 決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。